

入札・契約制度の改善（平成28年度）について

1 工事請負契約に係る前払金の支払限度額の引上げ

資金調達の円滑化により、多くの建設業者が大型工事案件の入札に参加しやすい環境整備を図るため、工事請負契約に係る資材購入費等に充当する前払金の支払限度額を現行の1億円から3億円に引き上げる。

2 総合評価方式における評価対象への現場代理人の追加

総合評価方式における評価項目の一つである「配置予定技術者の実績点」については、当該工事に配置を予定している技術者が、過去に監理技術者、主任技術者又は担当技術者としての工事に係わった実績を評価対象としている。

現場代理人については若手技術者が実務経験を積むために従事することが多いが、請負人の代理人として工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する重要な立場である。

現場代理人の職責の重要性を踏まえ、現場代理人としての実績を総合評価方式における評価対象に加えることにより、建設業における人材育成を促進し、もって公共事業の品質確保を図る。

3 「手持ち工事数による入札参加制限基準」の制定及び公表

本区が発注する工事請負契約においては、公共工事の品質の確保及び事業者の受注の機会均等を図るため、手持ち工事数による入札参加の制限を行っている。制限の内容については案件ごとに入札公告において公表してきたが、入札の透明性を一層高めるとともに、事業者が入札参加計画を立てやすくするため、「手持ち工事数による入札参加制限基準」を制定し、公表することとする。

4 業務委託契約における履行体制把握の対象範囲拡大による個人情報保護の強化

業務委託契約における協議書による履行体制の把握については、契約金額500万円以上の業務委託契約を対象に実施している。

また、平成27年度からはマイナンバー制度の実施に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱う業務委託契約について、契約金額にかかわらず安全管理措置について委託先と協議を行っている。

平成28年度からは、特定個人情報以外の個人情報を取り扱う業務委託契約においても安全管理に一層適正を期すため、個人情報を取り扱う業務委託契約については、契約金額にかかわらず協議書による履行体制の把握を実施することとする。